

行財政改革に向けて答申案に意見を募集

あなたのご意見をお寄せください

市民の皆さんの声を反映させるため、答申案へのご意見を募集します。

- 募集期間 平成30年10月10日(水)まで
- 対象 市内在住、在勤、在学の人
- 提出先 八幡市行財政検討審議会事務局(政策推進課)

提出方法

様式に定めはありません。あなたの意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の①～④のいずれかの方法でご提出ください。

- ①郵送 〒614-8501(住所記載不要)
- ②ファックス送信 982-7988(代表)
- ※①②ともに、ご意見たまたま箱(市役所・公民館等に設置)の用紙を使用してください。
- ③市ホームページからメール送信
- ④政策推進課(市役所2階)へ持参
- その他 いただいたご意見への個別の回答はできませんので、ご了承ください。

市は、平成31年度を初年度とする第7次行財政改革の計画策定に向けて、5月31日に行財政検討審議会を設置し、行財政改革の基本方針について諮問しました。同審議会はこれまで4回の審議を行い、答申案を作成しました。答申案の概要は次のとおりです。なお、答申案の全文は、市ホームページまたは政策推進課窓口等でご覧いただけます。

答申案の概要

行財政改革の基本的な考え方

市が極めて厳しい環境に置かれる中であっても、将来にわたって、地域経済と都市機能を維持・発展させていくためには、一定の人口減少と少子

高齢化を受け入れながらも、第5次総合計画の着実な推進により、「住みたい、住み続けたい」魅力あるまちづくりを行う必要がある。そのため、持続可能で健全な行財政運営を行うことが求められている。

諮問事項別の方策

持続可能な行財政構造の確立

①自主財源の確保
生産年齢人口の減少により市の歳入の根幹となる個人市民税収が伸び悩む中、将来的に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的と

して、未収金対策の推進、未利用財産の売却、新たな財源の確保、受益者負担の適正化への取組が必要である。

②京都市地方税機構との連携による徴収率向上の取組の継続、滞納者への厳正な対処等の未収金対策推進

③債権間での情報共有等



④新名神高速道路全線開通を契機とする土地利用の検討と企業誘致・創業支援策等の充実

⑤広告収入の更なる拡大やネーミングライツの導入、ふるさと応援寄附金制度の更なる活用等

⑥利用者の受益に応じた適切な負担についての基準の設定と使用料・手数料の見直しの仕組みづくり

⑦歳出の抑制

⑧人口急増時に整備を進めた公共・公用施設の老朽化が進む中、現在の人口規模や年齢構成に見合うよう、施設の適正化を図る必要がある。利用率が低下している施設については、管理運営のための財政負担の縮減を図る必要がある。また、指定管理者制度の対象の拡大や選定方法の見直しの検討、第3セクターの自主的な財力強化が求められている。

⑨現在の施設の利用者数やニーズ、目的を検証したうえで施設の複合化・多機能化・

転用・廃止の検討、未利用資産の売却についての統一的な基準の整備

⑩施設の更新に係る個別管理計画策定と進捗管理体制の整備

⑪指定管理者制度適用拡大の積極的な検討

⑫公募による指定管理事業者の選定

⑬市による第3セクターの事業の見直し・民間事業者への移管、第3セクター自身の財政力の強化

⑭市単独事業についての廃止を含めた見直しと補助金運用の判断基準の作成

⑮国・府の基準以上に実施している補助金・扶助費についての再評価と見直し

⑯一部事務組合等への負担金に関する十分な情報提供の要求とガバナンスの強化

⑰新に地域づくりを行いたいと考えた人の相談・活動環境の整備等の検討

⑱市職員の市民参画・協働の重要性や取組への理解の深化のための研修・ボランティア休暇等の制度面の充実

⑲複数分野に関心を持つ人の存在を想定した市民公募委員選任基準の見直し

⑳新たな業務の外部委託と委託範囲の拡大の検討

㉑事業の実施における民間事業者等との積極的な連携協力と事業の情報発信力の強化につながる取組手法の検討

㉒効率的・効果的な市民サービスの提供

㉓市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視

点が重要である。サービス提供における効率化を実現することは、効率化できたリソースをより効果的なサービス提供のために配分できるとい

う「まちづくりを進めることとされている。また、複雑多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者等への外部委託の推進を図るとともに、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築することが重要である。

㉔市民参画・協働に係る取組のスピードアップのための市民協働活動事例集の早期作成

㉕既存の組織・施設等を活用した、有志の人が集まれる場の整備等

㉖新たに地域づくりを行いたいと考えた人の相談・活動環境の整備等の検討

㉗市職員の市民参画・協働の重要性や取組への理解の深化のための研修・ボランティア休暇等の制度面の充実

㉘複数分野に関心を持つ人の存在を想定した市民公募委員選任基準の見直し

㉙新たな業務の外部委託と委託範囲の拡大の検討

㉚事業の実施における民間事業者等との積極的な連携協力と事業の情報発信力の強化につながる取組手法の検討

㉛効率的・効果的な市民サービスの提供

㉜市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視

点が重要である。サービス提供における効率化を実現することは、効率化できたリソースをより効果的なサービス提供のために配分できるとい

う「まちづくりを進めることとされている。また、複雑多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者等への外部委託の推進を図るとともに、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築することが重要である。

㉝市民参画・協働に係る取組のスピードアップのための市民協働活動事例集の早期作成

㉞既存の組織・施設等を活用した、有志の人が集まれる場の整備等

㉟新たに地域づくりを行いたいと考えた人の相談・活動環境の整備等の検討

㊱市職員の市民参画・協働の重要性や取組への理解の深化のための研修・ボランティア休暇等の制度面の充実

㊲複数分野に関心を持つ人の存在を想定した市民公募委員選任基準の見直し

㊳新たな業務の外部委託と委託範囲の拡大の検討

㊴事業の実施における民間事業者等との積極的な連携協力と事業の情報発信力の強化につながる取組手法の検討

㊵効率的・効果的な市民サービスの提供

㊶市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視

点が重要である。サービス提供における効率化を実現することは、効率化できたリソースをより効果的なサービス提供のために配分できるとい

う「まちづくりを進めることとされている。また、複雑多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者等への外部委託の推進を図るとともに、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築することが重要である。

㊷市民参画・協働に係る取組のスピードアップのための市民協働活動事例集の早期作成

㊸既存の組織・施設等を活用した、有志の人が集まれる場の整備等

㊹新たに地域づくりを行いたいと考えた人の相談・活動環境の整備等の検討

㊺市職員の市民参画・協働の重要性や取組への理解の深化のための研修・ボランティア休暇等の制度面の充実

㊻複数分野に関心を持つ人の存在を想定した市民公募委員選任基準の見直し

㊼新たな業務の外部委託と委託範囲の拡大の検討

㊽事業の実施における民間事業者等との積極的な連携協力と事業の情報発信力の強化につながる取組手法の検討

㊾効率的・効果的な市民サービスの提供

㊿市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果への視点と「最少の経費で最大の効果を挙げる」という効率への視

点が重要である。サービス提供における効率化を実現することは、効率化できたリソースをより効果的なサービス提供のために配分できるとい

う「まちづくりを進めることとされている。また、複雑多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者等への外部委託の推進を図るとともに、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築することが重要である。

市民一人ひとりが地域や身のまわりの課題の解決に向けて、何ができるかを考え、行政や地域団体など様々な組織や人と連携しながら「みんなが創る」まちづくりを進めることとされている。また、複雑多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者等への外部委託の推進を図るとともに、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築することが重要である。

そのための、情報リテラシーやデジタルデバイス問題に留意しつつもICT等を活用し、職員の配置の適正化や組織の最適化を図るとともに、入れ替わりの進む職員の人材育成の強化を図ること、効果的・効果的な行政運営につながる取組を検討する必要があります。

さらに、これらの取組推進のため、国で推進されている「働き方改革」に資する取組に留意し、職員の長時間労働の削減や男性職員の子育てに関する諸制度の積極的な活用等の推進が必要である。

⑳新庁舎建設に向けた検討の動向を踏まえた総合窓口の設置やICTの活用

㉑スマートフォンを活用した情報提供の仕組みの構築

㉒公共・公用施設の複合化・多機能化・転用等の検討に併せた人員配置の見直し

㉓全庁的なマニュアル作成の一層の推進と業務の標準化、時間管理の徹底と不要・不急の業務の見直し等による時間外勤務の削減

㉔民間企業や各種団体等への派遣制度の検討、管理職研修の充実、評価の仕組みの見直しと評価者・被評価者研修の実施、評価の公表の仕組みの検討

㉕職員提案制度の活性化に向けた運用の見直し

◆問い合わせ 政策推進課

●空き家調査を実施します
市では、安全・安心なまちづくりの一環として、空き家の実態を把握するため、調査を実施します。

市が委託した調査員が空き家の管理状況などを敷地外から目視で調査し、外観写真の撮影を行います(調査員は調査員証と腕章を携帯しています)。

●平成30年住宅・土地統計調査を実施中です
9月から、全国で約370万世帯を対象として、住宅・土地統計調査(基準日:10月1日(八月))を実施しています。

この調査は、住生活に関する重要な統計調査で、調査の結果は、まちづくり、耐震・防災、空き家対策などの各種施策の基礎資料として幅広く利用されます。

9月中旬に調査書類を配布しておりますので、配布を受けた世帯につきましては、回答および提出をお願いいたします。

調査への回答方法は、調査員による訪問回収や郵送提出だけでなく、インターネットでも可能です(回答期限:10月8日(月・祝))。

なお、調査内容は統計を作成するためにのみ使用するもので、その他の目的には一切使用いたしません。

ご協力いただきますよう、よろしく願っています。

◆問い合わせ 総務課